

## 神奈川県と公益財団法人日本ライフセービング協会との連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と協働により、神奈川県の海岸における水難事故防止等に向けた取組を推進し、安全・安心な海岸づくりの実現を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 海岸の水難事故防止のための安全教育及び知識普及に関すること。
- (2) 海岸の安全管理及び救助救命に関すること。
- (3) その他、海岸における水難事故防止に資する取組に関すること。

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙はその具体的な実施方法等について、別途協議の上定めるものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町及び特定非営利活動法人神奈川県ライフセービング協会との連携が図られるよう努めるものとする。

## （協定の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

## （期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月19日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治 (自署)

乙 東京都港区浜松町2-1-18 トップスビル1階  
公益財団法人日本ライフセービング協会  
理事長 入谷 拓哉 (自署)